

平成27年(ワ)第180号 損害賠償請求事件

直送済

原 告 高田一男 外150名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社（旧商号：東京電力株式会社）

答 弁 書

平成28年5月11日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



同 青 木 翔 太 郎



同 石 川 陽 菜



同 北 祐 輔



〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

上記代表者代表執行役 廣瀬直己

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビル
シティーワ法律事務所（送達場所）

電 話 03-6212-5500

F A X 03-6212-5700

被告訴訟代理人弁護士	棚 村 友 博
同	田 中 秀 幸
(連絡担当) 同	青 木 翔 太 郎
同	石 川 陽 菜
同	北 祐 輔

第1 請求の趣旨（ただし、平成28年2月2日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの）に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

なお、仮執行宣言を付するのは相当ではないが、仮にその宣言を付される場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を付すことを求める。

第2 請求の原因（ただし、平成28年2月2日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの）に対する認否及び反論

- 1 「第1 本件訴訟の目的と意義」（9頁～10頁）について
本件訴訟提起の目的等を述べるものであり、認否の限りでない。
- 2 「第2 当事者」（10頁～12頁）について
 - (1) 「1 原告ら」（10頁）について
不知。
 - (2) 「2 被告」（11頁）について
概ね認める。

3 「第3 原子力発電所の概要」（12頁～16頁）について

(1) 「1 福島第一原発の概要」（12頁）について

概ね認める。

ただし、「海拔」とあるのは、「O. P. +」¹とするのが正確である。

(2) 「2 原子力発電所の基本的な構造」（13頁～16頁）について

被告福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）において、最終的な熱の行き場がなくなり、原子炉及び格納容器が破壊されたとの点は否認し、その余の原子力発電所の基本的な構造について的一般的な説明については特に争うものではない。

4 「第4 本件事故に至る経過」（17頁～36頁）について

(1) 「1 原子力開発黎明期」、「2 福島第一原発設置」及び「3 相次ぐ事故」（17頁～25頁）について

日本における原子力開発の歩み、本件原発の設置及び原発事故についての一般的説明であるが、原告らの被告に対する原子力損害賠償請求との関連が不明であるため、認否の限りでない。

(2) 「4 地震・津波対策の懸念」（25頁～36頁）について

ア 同柱書（25頁）について

争う。

下記の（ア）～（エ）の経緯のとおり、被告には地震・津波対策の解

¹ 本件原発の津波水位の設定にあたって採用された小名浜港工事基準面のことを指す（Onahama Peil）。小名浜港の標準水位をもって設計津波水位の基準となる海水平を定めたものであり、本件原発の設置許可申請時に設定されている。

怠があつたとはいえない。

(ア) 本件地震及び津波の発生経緯

2011年（平成23年）3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）の震源域（岩石が破壊した領域）は、日本海溝下のプレート境界面に沿って、岩手県沖から茨城県沖までの長さ約500キロメートル、幅約200キロメートル、深さ約5キロメートルから約40キロメートルに及ぶ。

宮城県牡鹿半島の東南東130キロメートルで発生した岩石の破壊は震源から周囲に広がり、震源の東側の日本海溝に近い、海底に近い場所で最大すべり量50メートル以上の極めて大きい破壊が発生した。

第一の破壊過程では長期間の水位上昇を伴う津波が発生し、第二の破壊過程では海底が急激かつ大規模に跳ね上がったことにより、短周期でかつ振幅の大きい（波高が高い）津波が発生した。

さらに破壊は震源の南の福島県沖、茨城県沖に進み、やはり津波が発生したと考えられる。

上記のとおり、本件地震は、それぞれの震源域において「連動」して発生したマグニチュード（M）9.0（世界観測史上4番目の規模）の巨大地震であり、本震規模では日本国内で観測された最大の地震である。

この地震に伴い発生し、東北地方太平洋沿岸に大規模災害を引き起こした津波（以下「本件津波」という。）は、津波の規模を表す津波マグニチュード（Mt）で9.1とされ、世界で観測された津波の中で4番目、日本では過去最大規模であった。

また、本件原発においては、宮城県沖及び福島県沖に想定されるすべり量の大きい領域（波源）から発生した津波のピークの重なる度合

いが強く、敷地高を大幅に上回るO. P. +15. 5メートルの浸水高となったと考えられる。

(イ) 地震及び津波の想定

被告は、本件事故発生に至るまで、原子力安全委員会が2006年(平成18年)9月に公表した耐震設計審査指針(以下「新耐震指針」という。)や、同じく同委員会が1990年(平成2年)8月に全面改訂を行った安全設計審査指針に基づき、想定される地震及び津波についての対策をとってきた。

特に津波については、社団法入土木学会(以下「土木学会」という。)が2002年(平成14年)2月に公表した「原子力発電所の津波評価技術」(以下「津波評価技術」という。)が、現在に至るまで原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準であり、これに基づき津波評価を行って対策を講じてきている。

この津波評価技術は、実際に発生した津波の記録、痕跡等をもとに、同じ領域で発生した過去(既往)最大の津波を再現する波源モデルを設定した上で、波源の不確定性、数値計算上の誤差、地形データ等の誤差を考慮するため、その波源モデルの位置や向きなどの様々なパラメータを合理的範囲で変動させた多数の数値シミュレーションを実施し、評価対象地点に対して最も影響が大きくなる波源モデルを選定することにより、想定される最大の津波を評価するものである。地震が常に津波を発生させる訳ではなく、①地震の規模(断層の長さ、断層の幅、すべりの量)、②震源域の水域(深いほど持ち上げられる海水の量が多くなる)、③震源と評価地点との位置関係の要素の影響を大きく受けるため、津波評価を行うに当たっては、断層モデル(波源モデル)の設定が極めて重要となる。

また、被告は、これらの活動と並行して、文科省地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が2002年（平成14年）7月に発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）や、貞観津波に関する佐竹健治氏（以下「佐竹氏」という。）らの分析といった知見の進展も踏まえ、土木学会・津波評価部会に波源モデル策定の検討を委託するなど、検討を進めていた。

（ウ）本件地震及び本件津波が予測不可能であったこと

しかしながら、2011年（平成23年）3月11日に発生した本件地震は、地震本部の「長期評価」において指摘された地震でも、佐竹氏らにより提案された貞観地震と同類の地震でもなく、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって「連動」して発生した巨大地震であった。すべり量も、過去の大地震とは比較にならないほど大規模であり、震源域が広範囲であることと相俟って、津波の規模、波高はおよそ予見できないものであった。

こうした複数震源領域における連動型地震及びそれに伴う巨大津波の発生は、以下のとおり、被告はおろか我が国のどの地震に係る専門機関も想定していなかった。

すなわち、上記「長期評価」を公表した地震本部は、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「今回の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

2011年（平成23年）4月27日に開催された中央防災会議において示された「東北地方太平洋沖地震～東日本大震災～の特徴と課題」の中でも、阿部勝征東京大学名誉教授（元地震研究所教授）が、本件地震及び本件津波を「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模と広域で甚大な津波災害」と指摘している。

この中央防災会議の専門部会が2011年（平成23年）9月28日にとりまとめた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」においても、本件津波の特徴について「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。我が国の過去数百年間の地震の発生履歴からは想定することができなかつたマグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したことが主な原因である。」とされている。

すなわち、政府機関や著名な研究者ですら今回のような複数震源領域における連動型地震の発生は予見できず、また実際に予見していなかつたものである。

（二）本件地震及び本件津波に関するまとめ

以上のとおり、被告において、本件事故発生時点で本件地震及びそれに伴う本件津波の発生を見ることはできなかつた。

イ 「（1）地震について」について

（ア）「ア 耐震安全性評価基準（旧指針）策定の特徴」、「イ 旧指針の基づくバックチェック」について

原子力安全委員会が、1981年（昭和56年）7月に建築基準法の改正を取り入れて発電用原子炉施設の耐震設計審査指針（旧指針）

を決定したこと、この旧指針自体に津波対策に関する記載がなかったことは認める。

もっとも、この旧指針は、原子力安全委員会（ただし1978年（昭和53年）までは「原子力委員会」。以下同じ。）が1970年（昭和45年）に策定した「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」（以下「安全設計審査指針」という。）における耐震設計に関する指針部分を別個の指針として策定したものであり、おおもとの安全設計審査指針には、考慮すべき自然条件として津波が挙げられており、「過去の記録を参照して予測される自然条件のうち最も過酷と思われる自然力に耐えること」が求められている。

そして本件原発は、安全設計審査指針を踏まえた国の審査においても、チリ地震津波による潮位により「安全性は十分確保し得るものとして認める」として設置許可を取得している。

その余の部分については、本訴訟の争点との関連性が認められないため、認否の限りでない。

(イ) 「ウ 新指針策定経過」について

原子力安全委員会が2006年（平成18年）9月19日に旧指針を改訂したこと、新指針においては基準地震動の見直し、活断層の評価期間の延長、鉛直方向の地震動（上下動）の個別評価、耐震重要度分類の見直しが行われ、また、津波を含む地震随伴事象について記載されたことは認める。

その余の部分については、本訴訟と直接関係がないため、認否の限りでない。

(ウ) 「エ 新指針のバックチェック」について

原子力安全・保安院が2006年（平成18年）9月20日に新指針を踏まえてバックチェックルールを策定し、これに基づき各原子力事業者に対して稼働中の発電用原子炉施設等につきバックチェックの実施等を求めたことは認める。

その余の部分については、認否の限りでない。

本件地震発生当時には、東北太平洋沖のプレート境界地震の発生域においてそれぞれの領域をまたがるような領域連動型の巨大地震及び当該地震に伴う津波が発生することについては想定されておらず、また、バックチェックに際して、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波」が具体的にどのような津波を考慮すべきとしているのかについても特に考え方や基準は示されておらず、「津波評価技術」に基づく津波評価に必要な波源モデル（震源域やすべり量等）も示されていなかった。なお、被告は、土木学会に対して波源モデルの策定に係る検討を委託していたが、結局、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったというのが実情である。

ウ 「(2) 津波について」について

(ア) 「ア 津波対策の指針と被告の対応」(ア)について

本件原発1号機が35メートルの丘陵をO.P.+10メートルに切り下げて建設されたとの点、本件原発1号機の設置許可申請に際しての当地点付近の高極潮位がO.P.+3.122メートル（チリ地震津波）であったことは認め、その余は、否認する。

本件原発の立地点は海岸段丘地帯に位置し、元来の地表面はO.P.+30メートル程度の高さにあったが、上部は比較的崩れやすい砂岩であり、確固たる建屋基礎を得るための安定した地層としてはO.P.

— 4. 0 メートルに位置する泥岩層となっている。このため安定した基礎を得るために一定度の掘り下げが必要であった。

なお、本件原発の主要建屋の敷地高さは、当時の知見に基づく防災的な面や地質状況と原子炉建屋の設計、経済的な評価なども総合的に考慮して設定されており、不当に低く設定されたなどというような事実はない。現に、関東以北の太平洋岸に位置する他の電気事業者が所有する原子力発電所の敷地高さと比較しても特段低く設定されているということはない。国もかかる敷地高さについて「安全性は十分確保し得るものと認める」として原子炉等規制法に基づく原子炉設置の許可をしている。

なお、建設当時はチリ地震津波が浜通り全体の既往津波の中で最も大きいというのが共通認識であった。また、浜通りの相馬以南は地形が平坦で、入江が複雑な三陸などと異なり地形に起因する津波の増幅も起きないと考えられていた。

(イ) 同 (イ) について

1993年（平成5年）7月の北海道南西沖地震津波を受けて、同年10月、通産省エネルギー庁が電事連に津波安全評価を指示し、これに対して、被告が本件原発に関して、上昇側でO.P + 3.5メートルの津波水位と想定されると報告した点は認め、その余は否認ないし争う。

被告は、1993年（平成5年）10月に国から北海道南西沖地震津波を踏まえて改めて既設発電所の津波に対する安全性評価を実施するよう指示されたことを受けて、1994年（平成6年）3月に福島第一及び福島第二原子力発電所の津波に対する安全性評価結果報告書を国へ提出した。

その中で被告は、発電所周辺に影響を及ぼした可能性のある既往津波を文献調査により抽出し、簡易予測式により発電所における津波水位を予測した結果、福島第一及び福島第二原子力発電所における歴史上最大の津波は昭和35年に発生したチリ地震津波であること、津波による水位の上昇・下降に対する発電所の安全性は確保されていることを報告した。

当該報告内容については、同年6月に開催された通商産業省原子力発電技術顧問会において了承を受けている。

(ウ) 同(ウ)について

a 第1段落について、被告が、2002年（平成14年）2月に土木学会による「津波評価技術」策定を受けて、本件原発の津波想定をO.P.+5.7メートルに引き上げるものと評価し、保安院に報告したとの点は認める。

なお、この土木学会策定の「津波評価技術」が、現在に至るまで国内原子力発電所の標準的な津波評価方法を定めた唯一の基準であること²、この「津波評価技術」に基づき津波評価を行うにあたっては「波源モデル」の設定が必要不可欠であることに留意する必要がある。

b 第2段落について、2002年（平成14年）7月に地震本部が長期評価を発表したこと、この長期評価の中で、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域においてマグニチュード8クラスの地震が過去

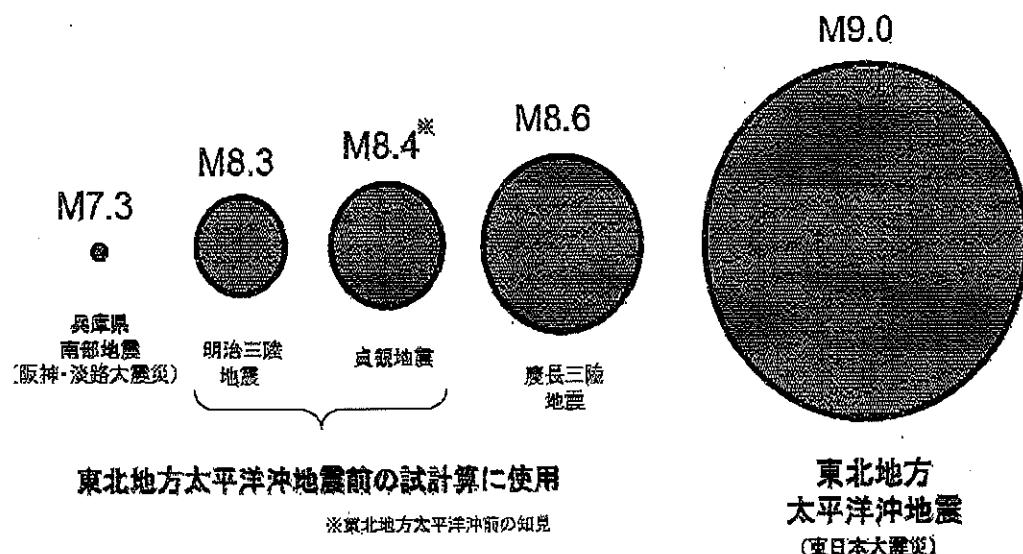
² IAEA の Safety Standard “Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations (No. SSG-18)”において、IAEA 基準に適合する基準の例として参照され、国際的にも認められた評価手法でもある。

400年間に3回発生しており、この領域全体のどこかで同程度の地震が発生する確率が今後30年以内に20%と推定され、津波マグニチュードの規模がM_t 8.2と推定されることが指摘されていることは認め、その余は否認ないし争う。

この地震本部による長期評価は、あくまで各領域における地震発生について指摘しているに留まり、今回のようにそれぞれの領域をまたがり、かつそれが連動して発生するようなマグニチュード(M) 9.0、津波マグニチュード(M_t) 9.1クラスの巨大地震・巨大津波までをも想定するものではなかった。現に、地震本部が本件地震発生の2か月前の2011年(平成23年)1月11日に公表した長期評価においても、本件地震で見られたような「広範囲な震源域の連動」は示されていない。

マグニチュードと地震波の形で放出されるエネルギーとの間には、標準的にはマグニチュードの値が1大きくなるとエネルギーは約32倍に、マグニチュードの値が2大きくなるとエネルギーは1000倍になるという関係がある。次頁の図は、明治三陸地震(マグニチュード8.3)、貞観地震(マグニチュード8.4)及び慶長三陸地震(マグニチュード8.6)と、本件地震(マグニチュード9.0)の地震エネルギーの大きさを比較した図である。本件地震のマグニチュード9.0という地震エネルギーがいかに大きいものかがわかる。

マグニチュードから見た地震エネルギーの大きさ



また、この「長期評価」を公表した地震本部自身、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

さらに、地震本部の発表した長期評価は、現在に至るまで国内原子力発電所の標準的な津波評価方法を定めた唯一の基準である「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な「波源モデル」を示すものではなく、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの具体的にどこの領域で、どれだけの幅、長さの断層が生じるのか、すべり量はどの程度か、その結果本件原発にどれだけの高さの津波が到達するのか、具体的には何ら明らかにするものではなかった。本件地震がそうであつたように、長さ500キロメートル、幅200キロメートルの範囲で、最大すべり量50メートルの断層が生じ、その結果発生す

る津波の波高というものについて、本件地震発生当時に具体的に予想されていたなどとは到底いうことができない。

したがって、同長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的な知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. + 15. 5 メートル）が発生することを具体的に予見することは不可能であった。

(エ) 同 (エ) について

保安院と独立行政法人原子力安全基盤機構が溢水勉強会を設置したこと、当該勉強会の中で想定外津波の発生により電源設備などが水没し機能を喪失する可能性について検討されたことは認め、その余は否認する。

溢水勉強会においては、いかなる津波が現実的に発生する可能性があるかという点の検討は行わないで、一定の想定外津波が発生するという仮定に立って「あくまで仮定という位置づけで、想定外津波に対するプラントの耐力について検討を実施した」ものである。

すなわち、どの程度の外部溢水があれば安全機器が機能を喪失するかを検討するために、「敷地レベル + 1 m の津波が無限時間継続する」という現実にはあり得ない状況を仮定して電源喪失の可能性が検討されたというものであり、どの程度の想定外津波が現実に発生する可能性があるかという点について検討されたものではない（「建屋への浸水評価においては、津波継続時間の考慮が必要であるが、今回は簡易評価として、これを考慮しないこととした（継続時間∞と仮定）。」（第53回安全情報検討会資料1頁「3. 検討条件」））。

このことは、かかる溢水勉強会の結果を踏まえて保安院と独立行政

法人原子力安全基盤機構との間で開かれた第53回安全情報検討会における配付資料において、全電源喪失の可能性が指摘されているにも拘らず、冒頭に「津波に対する発電所の安全性は十分に確保されている」との記載があることからも明らかである。

(才) 同 (才) について

a 第1段落について、2006年(平成18年)9月に新指針が策定されたこと、新指針の規定において、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」と記載されていることは認める。

新指針にいうところの「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波」が具体的にどのような津波を考慮すべきとしているのかについては、特に考え方や基準は示されておらず、また「津波評価技術」に基づく津波評価に必要な波源モデルも定まっていなかった。

b 第2段落～第4段落について、原子力安全・保安院より「津波については保守性を有している土木学会手法による評価でよい。ただし、土木学会手法による評価を上回る場合、低い場所にある非常用海水ポンプについては機能喪失し炉心損傷となるため、津波に対し余裕が少ないプラントは具体的な対策を検討して対応してほしい」という要望を受けたこと、当該要望を各社上層部に伝えるようにとの話を口頭で電気事業連合会が受けていることという限りで認め、その余は否認ないし争う。

被告では、土木学会の津波評価技術に基づく評価を行い、本件原発の津波想定をO.P.+5.7メートルに引き上げ、これについ

て建屋貫通部の浸水防止対策や手順書の整備を実施し、ポンプ用モーターのかさ上げも行っていた。

なお、万一非常用ディーゼル発電機の冷却用海水ポンプが津波で冠水し機能を失ったと仮定しても、建屋敷地レベルに津波が到達しない限り、空冷式の非常用ディーゼル発電機があるため全電源喪失には至らないと考えられる。

c 第5段落については、不正確であり、否認する。

正確には、2008年（平成20年）に被告が佐竹論文に記載された貞観津波の波源モデルを基にして、一定の仮定の下に津波水位の試計算をしたところ、最大でO. P. + 9. 2メートルの数値を得て、被告が、2009年（平成21年）8月28日及び9月7日に、原子力安全・保安院の要請で貞観津波の評価等の取り組みについて、波源モデル確定のための研究計画、津波堆積物調査予定等について説明をしたものである。その際に原子力安全・保安院に対し、貞観津波は知見が確定しておらず土木学会に検討を委託したと説明し、その後被告が原子力安全・保安院の求めに応じて、佐竹論文を基にすれば津波高は本件原発でO. P. +約8. 6メートル～約8. 9メートルになると説明したものである。

d 第6段落及び第7段落については、否認ないし争う。

エ 「(3) 地震津波に対する被告の認識と対策先送り」について

(ア) 「ア 被告の認識」について

争う。

(イ) 「イ 本件事故との関係での危険性の認識」について

a 第1段落については、溢水勉強会の中で想定外津波の発生により

電源設備などが水没し機能を喪失する可能性について検討されたことは認め、その余は否認する。

溢水勉強会においては、前述のとおり、「いかなる津波が現実的に発生する可能性があるか」という点の検討は行わないで、一定の想定外津波が発生するという仮定に立って「あくまで仮定という位置づけで、想定外津波に対するプラントの耐力について検討を実施した」ものである。

b 第2段落については、2006年（平成18年）8月2日に、第53回安全情報検討会が開かれたこと、同検討会の資料中に「敷地レベル+1mを仮定した場合、いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できない」との記載自体があることは認め、その余は否認する。

上記で述べたとおり、ここに言う「敷地レベル+1m（の津波）」とは、前述のとおり実際にそのような津波が現実に発生する可能性があるかどうかの検討は行わずに、そのような津波が無限時間継続すると仮定した上で施設内の安全機器の状況を検討したものである。したがって、このような検討によって、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. +15.5メートル）が発生することについての具体的予見可能性が基礎付けられることはない。

c 第3、4段落については、2009年（平成21年）6月に総合資源エネルギー調査会傘下の地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループにおいて貞観津波の存在を指摘されたことは認め、その余は否認ないし争う。

前述のとおり、2008年（平成20年）に被告が佐竹論文に記載された貞観津波の波源モデルを基にして、一定の仮定の下に津波

水位の試計算をしたところ、最大でO. P. +9. 2メートルの数値を得て、被告が、2009年（平成21年）8月28日及び9月7日に、原子力安全・保安院の要請で貞観津波の評価等の取り組みについて、波源モデル確定のための研究計画、津波堆積物調査予定等について説明をしたものである。その際に原子力安全・保安院に対し、貞観津波は知見が確定しておらず土木学会に検討を委託したと説明し、その後被告が原子力安全・保安院の求めに応じて、佐竹論文を基にすれば津波高は本件原発でO. P. +約8. 6メートル～約8. 9メートルになると説明したものである。

また、貞観津波については、被告は2008年（平成20年）10月時点で、既に産業技術総合研究所の佐竹健治氏より投稿準備中の論文について提供を受け、検討を開始している。

同論文では、仙台平野及び石巻平野の津波堆積物調査結果に基づき、貞観津波の発生位置及び規模が推定されるとともに、波源モデル（断層モデル）についても2つの案が示されていた。

しかし、波源モデルの確定にまでは至っておらず、確定のために福島県沿岸等の津波堆積物調査を行うことが必要であるとされていた。また、このような内容は翌年4月に正式に発表された論文の中でも維持されていた。

そこで、被告は、2009年（平成21年）6月に、具体的な波源モデルの策定について土木学会へ審議を委託した。それとともに、福島第一、福島第二原子力発電所への貞観地震による津波の影響の有無を調査するため、福島県の太平洋沿岸において津波堆積物調査を実施した。調査の結果、福島県北部では標高4メートル程度まで貞観津波による津波堆積物を確認したが、南部（富岡～いわき）では津波堆積物を確認できなかった。そのため、貞観津波についても、

波源の確定のためには今後のさらなる調査・研究が必要と考えたものである。

なお、貞観津波の波源モデルは、結局、本件地震発生当時においても確定されていなかった。また、そもそも今回の東北地方太平洋沖地震は、佐竹論文にあるような地震規模（最大でマグニチュード8.4）とは次元の異なる、より広範囲を震源域とするマグニチュード9.0の連動的巨大地震であった。

このように、被告においては、土木学会に対して波源モデルの策定に係る検討を委託するなどしていたが、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったというのが実情である。

(ウ) 「ウ 対策先送り」について

被告が、平成18年9月に原子力安全・保安院から耐震バックチェックの指示が出された当初、本件原発については、平成21年6月に耐震バックチェックの結果を原子力安全・保安院に報告することを目指し、作業を進めていたことは認め、その余は否認ないし争う。

被告はバックチェックルールに基づく最終報告書の提出時期を未定としていたが、これは以下の理由によるものである。

- ① バックチェックの作業開始後である2007年（平成19年）7月16日に新潟県中越沖地震が発生し、これを受けて同年7月20日に経済産業省から、新たに新潟県中越沖地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映することと、耐震安全性評価の実施計画の見直し結果の報告等を求める指示「平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について」が出され、それへの対応が別途必要となつた。

- ② 新潟県中越沖地震の解明が進む中で、他の原子力発電所でも確

認すべき知見が新たに判明し、それらを取り纏めて原子力安全・保安院から2007年（平成19年）12月27日に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項（中間取りまとめ）について」が発出され、更に2008年（平成20年）9月4日に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」として指示が出され、この2回の新たな指示に対応するため地質調査、解析の見直し等が必要となつた。

- ③ 地質調査にあたっては、正味の調査期間の他、調査エリアの住民の方々への説明や理解の期間、調査に必要な船舶や機器等の手配調整が必要であった。また、その調査内容は、陸域で実施する地下探査や海域で実施する海上音波探査とともに、特殊な機材を使用する調査であり、実施可能な機関が限定されていた。
- ④ 解析等においては、モデル作成や対策案検討のための現場調査や解析作業に精通した技術者が必要となるが、すべての電気事業者が原子力安全・保安院の指示で一齊に動き出したために、対応できる技術者が不足した。

もっとも、被告としても原子力発電所の安全性を早期に示すという観点から、代表プラント（福島第一原発5号機、福島第二原発4号機）を選定して中間報告を行うこととし、2008年（平成20年）3月にこれを提出している。この中間報告については、原子力安全・保安院の審議を経て、2009年（平成21年）7月21日に同院より評価は妥当との見解が示された。

また、同年11月19日には、原子力安全委員会が評価の妥当性を確認し、その旨が公表されている。なお、被告は最終報告に向けて最新の海底地形データを用いて「津波評価技術」に基づく

再評価を行い、その再評価結果（O. P. + 5. 4 メートル～6. 1 メートル）に基づき本件原発についてはポンプ用モーターのシール処理対策等を講じた。

さらに、被告は、この代表プラントに係る中間報告とは別に、新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、同地震で確認された地震観測記録を用いた福島第一及び福島第二原子力発電所全プラントの主要設備に関する耐震安全性の概略評価を自主的に行い、耐震設計上重要な施設の機能が維持されることを確認することとし、その結果を2007年（平成19年）9月20日に公表した。

加えて、当初代表プラントだけで実施することとしていた中間報告については、代表プラント以外のプラントについても行うこととし、2009年（平成21年）4月に耐震設計上重要な施設の機能が維持されるとの内容の報告書を提出した。

5 「第5 本件事故の経過」（37頁～50頁）について

（1）「1 本件事故の発生」（37頁～41頁）について

ア 「（1）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生」について概ね認める。

イ 「（2）事故の発生」について

（ア）同ア～オについて

概ね認める。

ただし、イについて、本件津波第2波の、本件原発への正確な到達時刻は15時36分台である。

また、エについて、大きな衝撃音が発生したのは、2011年3月15日6時14分頃、D/Wの圧力は同日7時20分時点で730k

Pa [abs] を維持しており、正門付近のモニタリングカーでの測定値が大幅に上昇したのは同日 11 時 25 分までの間である。

また、才について、第 2 段落の第 2 文は「14 日 11 時 01 分、原子炉建屋で水素爆発が発生し、オペレーティングフロア（最上階）から上部全体とオペレーティングフロア 1 階下の南北の外壁が損壊した。」が正しい。

(イ) 同カについて

- a 第 1 段落及び第 2 段落は、概ね認める。
- b 第 3 段落のうち、2011 年 3 月 14 日 4 時 08 分には、使用済燃料プール水温が 84 °C であることが確認されたこと、3 月 15 日 9 時 38 分頃に原子炉建屋にて火災が発生していることが確認されたとの点は認めるが、11 時頃には既に自然に火が消えていることが確認されている。

原子炉建屋 5 階屋根付近の損傷が確認されたことは認めるが、大きな衝撃音が発生したのは同年 3 月 14 日 6 時 14 分頃である。

また、16 日 5 時 45 分頃に原子炉建屋にて火災が発生していることが確認されたとの点は否認する。そのような連絡はあったものの、結局同日 6 時 15 分時点で特に出火は確認されなかった。

- c 第 4 段落は、概ね認める。

3 号機で発生した水素が、4 号機の排気管に流入した可能性がある。

ウ 「(3) 大量かつ広範な放射性物質による汚染」について

本件事故によって本件原発から放射性物質が放出されたこと、本件事故について I N E S (国際原子力事象評価尺度) のレベル 7 と評価され

したこと、原告らが引用する国会事故調の報告内容が存することは認め、その余は否認する。

本件事故はチェルノブイリ原発事故に比べてセシウム137の放出量が約1/6、汚染面積が約6%、放出距離が約1/10の規模であり、両者の間には格段の相違がある。

(2) 「2 本件事故による避難区域、警戒区域の指定等」(41頁～42頁)

について

ア 「(1) 警戒区域等の指定」について

(ア) 第1、2段落は概ね認める。

(イ) 第3段落は、菅直人内閣総理大臣が、本件原発1号機及び2号機の格納容器で爆発が発生した場合は半径3キロメートル圏内の避難指示では不十分であるとして、2011年(平成23年)3月12日5時44分に福島第一原発から半径10キロメートル圏内の住民等に対する避難指示を行ったとの点は否認し、その余は概ね認める。

2011年(平成23年)3月12日5時44分に行われた本件原発から半径10キロメートル圏内の住民等に対する避難指示は、同1号機の原子炉格納容器内の圧力が上昇しているおそれがあることを理由とするものであり、本件原発1号機及び2号機の格納容器内の爆発が想定されたことによるものではない。

(ウ) 第4段落及び第5段落は、概ね認める。

(エ) 第6段落のうち、菅総理が同年4月22日に、福島第一原発から半径20キロメートル圏内を警戒区域に設定したという点は否認し、そ

の余は概ね認める。

福島第一原発から半径 20 キロメートル圏内を警戒区域に設定したのは、同年 4 月 21 日である。

イ 「(2) 多数の住民の避難」について
概ね認める。

(3) 「3 終息宣言と警戒区域の再編」(42 頁～45 頁)について

ア 「(1) 「冷温停止」宣言」について

2011 年(平成 23 年) 12 月 16 日に政府の原子力災害対策本部において、本件原発について冷温停止状態にある旨が公表されたこと、
2011 年(平成 23 年) 12 月 15 日現在で、1 号機ないし 3 号機の
圧力容器底部温度が摂氏 38 度から 68 度であったこと、及び原子力安
全・保安院が被告作成の施設運営計画を妥当と評価したことは認め、保
安院が「格納容器からの気体の放出を見ている。水は今後の検討」と述
べたことについては不知、その余は否認ないし争う。

なお、見出しに「終息」宣言とあるが、「収束」が正しい。

イ 「(2) 避難指示解除に向けた動き」について

政府の原子力災害対策本部が、2011 年(平成 23 年) 12 月 16 日に、警戒区域及び計画的避難区域を避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の 3 つに再編する方針を公表したこと、政府の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ(以下「WG」という。)の報告書記載の報告内容については認め、その余は否認ないし争う。

政府が避難指示の基準とした年間 20 ミリシーベルトという数値は、

I C R P (国際放射線防護委員会) が提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲 (年間 20 ~ 100 ミリシーベルト) のうち、安全性の観点から最も厳しい値を採用したものであり、年間 100 ミリシーベルト以下の被ばく線量では、短期被ばくの場合ですら他要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいとされており、20 ミリシーベルト以下となると、喫煙 (年間 1000 ~ 2000 ミリシーベルト相当)、肥満 (200 ~ 500 ミリシーベルト相当)、野菜不足や受動喫煙 (100 ~ 200 ミリシーベルト相当) よりも発がんリスクは大幅に小さいとされているところである。

ウ 「(3) 警戒区域再編の動き」について

2012 年 (平成 24 年) 3 月 30 日に南相馬市、田村市及び川内村内の警戒区域の区域再編について決定されたこと、同年 4 月 1 日に田村市及び川内村において警戒区域指定が解除されたこと、並びに、同月 16 日に南相馬市の警戒区域の指定が解除・再編され、同年 7 月 17 日に飯館村の計画的避難区域の指定が解除・再編され、同年 8 月 10 日に楓葉町の警戒区域指定が解除・再編されたことは認め、その余は否認ないしは認否の限りでない。

相馬市は、そもそも警戒区域に指定されていない。

(4) 「4 被告及び国による「補償」」(45 頁～50 頁) について

ア 「(1) 被告」について

(ア) 第 1 段落及び第 2 段落は概ね認める。

(イ) 第 3 段落については、裏付け資料の一部について当初は原本の提示を求めていたことは認め、その余は否認する。

(ウ) 第4段落のうち、被告が被害者との間で締結する合意書にいわゆる清算条項を設けていないこと、裏付け資料については写しで足りる扱いとすることもあることは認め、その余は認否の限りでない。

(エ) 第5段落については、認否の限りでない。

被告は1万人以上の社員等による請求対応体制を整えて請求書の受付を行い、請求書の記載方法に関する現地での説明会も多数回開催するなど、損害賠償請求への対応のための諸活動を全社的に行ってい。

その結果、2016年（平成28年）5月6日時点の請求受付件数は、個人（自主的避難等含む。以下同じ。）が約220万9000件、法人・個人事業者が約40万3000件であり、そのうち本賠償手続において支払済みの件数は、個人が約209万7000件（支払総額約3兆62億円）、法人・個人事業者が約34万2000件（支払総額約2兆9720億円）であり、その賠償総額は合計で約5兆9781億円に上っている。

(オ) 第6段落のうち、被告が、原子力損害賠償支援機構法に基づいて2011年（平成23年）11月4日に原子力損害賠償支援機構と連名で作成した特別事業計画において「被害者の方々への5つのお約束」を示したことは認め、その余は否認する。

イ 「(2) 国」について

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落のうち、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所

事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）の記載内容の引用部分については認め、その余は否認し、争う。

(ウ) 第3段落のうち、中間指針が政府による避難等の指示等による避難者の慰謝料額について、本件事故から6か月間は月額10万円（避難所等の場合は12万円）を目安としていることは認め、その余は否認する。

(エ) 第4段落のうち、第1文、第2文及び第4文は認め、第3文のうち、中間指針が政府による避難等の指示等に基づかずして避難をした者（以下「自主的避難者」という。）による損害賠償についての指針を示していないことは認め、その余は不知。

(オ) 第5段落については、原子力損害賠償紛争審査会が2012年（平成24年）3月16日に中間指針第二次追補を策定したことは認め、その余は否認する。

(カ) 第6段落については、認める。

ウ 「(3) 原子力損害賠償円滑化会議」について
政府が迅速・円滑な被害者救済のため、円滑化会議を設置し、その事務局を資源エネルギー庁に置いたこと、円滑化会議は被告、経済産業省、文部科学省等が関与する非公開の会議であること、円滑化会議の開催経過については認め、その余は不知。

エ 「(4) 自治体や国との協議会」について

被告が国とともに2012年（平成24年）3月以降、損害賠償基準について双葉地方町村会等の原発被害自治体と会合を行い、損害賠償基準について説明したこと、その結果、同年4月25日付けプレスリリース「避難指示区域の見直しに伴う賠償の検討状況について」を公表したこと、その内容として避難指示区域が帰還困難区域に指定された場合に同区域に所在する不動産を全損扱いとするものであったこと、その後資源エネルギー庁が2012年（平成24年）7月20日付けで賠償基準を示したのを受けて、被告も同月24日付けで財物賠償等の基準を示したことは認め、その余は不知。

オ 「(5) 被告の策定した損害賠償基準の問題点」について

(ア) 「ア 被告の損害賠償基準」について

概ね認める。

(イ) 「イ 加害者が策定した賠償基準」及び「ウ 「手切れ金」としての不十分な賠償」について

否認ないし争う。

原告らは、原子力損害賠償審査会において能見会長が被告の賠償基準について「審査会の基準の中では十分詰めていないもの…について、更にいっそう踏み込んだ点がいろいろとある」と発言したことをもつて、被告の賠償基準を被告や国が被害者や被害自治体に押しつけたものであると主張するが、かかる能見会長の発言は、能見会長が同会議の席上で「私としては、審査会で示された基準よりも一層踏み込んだ内容であるので、歓迎したいと思っております。」（原賠審第27回審査会議事録）と発言していることからも、被告の賠償基準が原子力

損害賠償紛争審査会の基準よりもさらに一層踏み込んだ内容になっていることを指摘して、評価するものであることは明らかである。

原告らの主張は明らかな曲解に基づくものであり、失当である。

6 「第6 被告の責任」（50頁～54頁）について争う。

本件について、被告は、原告らの被ったとする被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつ、損害額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、賠償に応じる方針である。また、原子力事故については民法上の不法行為の規定の適用はなく、原賠法3条1項の規定のみが適用されるものであるから、被告の故意・過失・予見可能性を問題とする原告らの責任に関する主張はすべて失当である。

7 「第7 本件事故による被害拡大についての被告の責任」（54頁～58頁）について

（1）「1 被告の情報提供義務違反」（54頁～58頁）について

ア 「（1）被告の情報提供義務」について

一般論として、原子力災害の発生時において、周辺住民が避難の要否及び避難の方法を検討するために必要な情報を得ることが重要であること、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）3条及び25条の規定の内容、並びに本件原発の原子力事業者防災業務計画において、原子力防災管理者（原子力災害対策特別措置法9条1項参照）が原子力災害対策特別措置法11条1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を整備することとされていることは認め、その余は否認ないし争う。

イ 「(2) 被告は必要な情報提供を行わなかった」について
第1段落及び第2段落は概ね認める。

第3段落のうち、「モニタリングカー1台のみで、福島第一原発敷地内の複数の地点においてモニタリングを行わざるを得なかった」との事実は否認し、その余は概ね認める。

被告は、本件原発において、2011年（平成23年）3月11日午後5時から、モニタリングカー1台を用いて、本件原発敷地内の複数の地点においてモニタリングを開始するとともに、同月12日から同月14日の間は、被告東京電力柏崎刈羽原子力発電所から派遣したモニタリングカー1台も加えてモニタリングを行っている。

第4段落は概ね認める。

被告においては、通常時には、そのホームページに自動的にモニタリングデータの公表を行っていたものであるが、2011年（平成23年）3月11日の外部電源の喪失の結果、モニタリングポストでの計測ができなくなったため、同日より、モニタリングカーによって環境放射線モニタリングを継続し、当初の公表においては、手作業等でまとめられる範囲の情報を公表していた（その後、同年3月25日からは外部電源が復旧し、モニタリングポストでの計測が可能となった。また、同年3月23日より、敷地内に仮設モニタリングポスト3台を新たに設置し、計測を行っている。）。また、上記モニタリングカーはデータを2分間隔で取得できるものであったが、被告では、データの見やすさや従来の取扱いから10分間隔で測定したモニタリングデータを公表してきたが、その後、データの確認作業を進めた上、同年5月28日に改めて全体を取りまとめた上で公表している。

このように、被告は、本件事故発生直後から、環境放射線モニタリングについての情報の提供を継続的に行っている。

第5段落及び第6段落は争う。

(2) 「2 被害の拡大」について
争う。

8 「第8 被害実態」(58頁～81頁)について

(1) 「1 被害の全体像」(58頁～59頁)について
原告ら各人の個別的状況については不知。

(2) 「2 本件事故による放射能汚染」(59頁～60頁)について

ア 第1段落は、本件事故により、放射性物質が外部環境に放出されたことは認める。

イ 第2段落は、第1文は認め、第2文は記載の地図が国会事故調報告書に掲載されていることは認める。

ウ 第3段落及び4段落については、それぞれ環境省及び文部科学省が、訴状訂正申立書記載の発表を行ったことは認める。

(3) 「3 未曾有の広域避難」(60頁)について

ア 本文柱書については、それに続く各項目における主張の前提となるものであり、認否の限りではない。

イ (1) 及び (2) (60頁～62頁)について
政府による避難区域の指定が福島県内の12市町村に及んだことは認め、その余は原告ら各人の個別的状況を含めて、不知。

(4) 「4 人への放射能汚染」(62頁～65頁)について

ア 本文柱書について(62頁)

本文柱書については、それに続く各項目における主張の前提となるものであり、認否の限りではない。

イ 「(1) 放射線の人体影響」(62頁～63頁)について

低線量の放射線被ばくであってもその健康への影響を無視できないとの点は否認ないし争う。

低線量被ばくによる健康影響については、広島・長崎での原子爆弾による短時間での放射線被ばくに関する半世紀以上の疫学調査を始めとする研究成果に基づき、国連科学委員会(UNSCEAR)を始めとする国際機関において科学的・医学的な観点から検討が重ねられ、一定の国際的な合意形成・検討が重ねられている。

すなわち、原子爆弾等による短時間での放射線被ばくでも、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では他要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。さらに、このような短期被ばくと比較して、長期被ばく(低線量被ばくの継続により積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくすること)の場合には、より健康影響が低いとされている(なお、ICRPは、長期にわたる低線量被ばくのリスクを考慮する際には、低線量での健康影響の程度は高線量の場合の半分になるとして評価を行っている。)。

WG報告書においても、参考までに発がんリスクの高い行動を線量に置き換えてみると、例えば喫煙は年間1000～2000ミリシーベルト、肥満は200～500ミリシーベルト、野菜不足や受動喫煙は1

00～200ミリシーベルトのリスクと同等とされている。

ウ 「(2) 人の被ばく」(63頁～65頁)について
否認ないし争う。

放射線被ばくによる人体への健康影響については、政府の要請に基づき放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置されたWGの場において、それまでにおける国内外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見の整理が行われ、その結果を取りまとめたものが、WG報告書として公表されている。このWG報告書によれば、低線量被ばくの健康影響については次のように整理されている。

- ・ 現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている（同4頁）。
- ・ この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合よりも健康影響は小さいと推定されている。この効果は動物実験においても確認されており、本件事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる（同4～5頁）。
- ・ 年間20ミリシーベルト被ばくとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い（同9～10頁）。

また、このWG報告書を踏まえて作成されたパンフレットにも、「国際放射線防護委員会（ICRP）の推計では、100ミリシーベルトを被ばくすると、生涯のがん死亡リスクが約0.5%増加するとされています。」、「放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。それは、他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さいためです。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられましたが、現時点では、人のリスクを明らかにするには至っていません。」「東京一ニューヨーク間の航空機旅行（往復）での高度による宇宙放射線の増加 0.2ミリシーベルト（200マイクロシーベルト）」とされている。

このような科学的知見も踏まえて、文部科学省においても、一般公衆の年間被ばく限度に関して、本件事故後の復興時において、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安について、原子力安全委員会の意見も踏まえて、年間上限20ミリシーベルトを目安とするものとしている（2011（平成23）年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」）。これは、ICRPが本件事故後の2011（平成23）年3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1～20mSv／年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を公表していることを受けてのものであり、このことは、我が国の政府（文部科学省）の取り扱いにおいても、WG報告書にあるような科学的知見に基づき、また、国際的な専門機関であるICRPの見解も踏まえ、復興時において、年間20ミリシーベルトまでの被ばくについては学校の校舎・校庭利用の観点からも支障がないものである（すな

わち、社会的に許容される水準である）との考えが明らかにされていることを意味する。

また、WG報告書や、経済産業省が2013（平成25）年3月付けで公表した「年間20ミリシーベルトの基準について」（以下「経産省20mSv基準リーフレット」という。）によれば、警戒区域及び計画的避難区域の妊婦・子どもを中心に実施されたホールボディカウンター検査では、対象者の99.9%以上が預託実効線量 年間1ミリシーベルト未満、最大でも年間3.5ミリシーベルトであり、上記の科学的知見に照らしても、健康に影響が及ぶ程度の被ばくは確認されていない。

原告ら各人の個別的情況については不知。

(5) 「5 産業への影響」(65頁～66頁) 及び「6 地域コミュニティの破壊」(66頁～81頁) について

原告ら各人の個別的情況については不知。

9 「第9 原告らの受けた被害の実態」(82～89頁) について

(1) 「1 本件事故前における南相馬市の概要」(82頁～83頁) について

知らないし原告らの請求との関連が不明であるため、認否の限りでない。

(2) 「2 南相馬市における避難指示の変遷」(83頁～85頁) について
概ね認めること。

(3) 「3 南相馬市における地域コミュニティ」(85頁～86頁) について

知らないし争う。

(4) 「4 地域コミュニティの崩壊ないし変質・変容」 (86頁～89頁)

について

知らないし争う。

10 「第10 損害」 (89頁～110頁) について

(1) 「1 被侵害利益」 (89頁～90頁) について

原告ら各人の個別的状況については不知。

(2) 「2 避難慰謝料（避難生活に伴う精神的苦痛）」 (90頁～93頁)

について

知らないし争う。

(3) 「3 故郷（ふるさと）喪失・変容慰謝料」 (94頁～96頁) につい

て

争う。

(4) 「4 故郷（ふるさと）喪失慰謝料の請求をなし得る主体」 (96頁～

97頁) について

争う。

(5) 「5 原告個人ごとの属性による損害の評価について」 (97頁～99

頁) について

本件事故による避難等に係る慰謝料の算定において、中間指針等も定めているとおり、個人の属性（年齢や職業等）によって区別をしないことが相当であるとの主張については認め、原告ら各人の個別的事情については

不知。

(6) 「6 故郷喪失慰謝料と避難慰謝料との関係」(99頁～100頁)について争う。

(7) 「7 避難生活に伴う慰謝料の額について」(100頁～104頁)について争う。

原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針は、生活費増加分を合わせて本件事故発生から6か月間(第1期)は一人月額10万円(避難所等において避難生活をした期間は12万円)、その後の6か月間(第2期)は一人月額5万円としているが、被告においては、避難等対象者の方々に対し、第1期及び第2期を通じて、一人月額10万円を基本とする避難等に係る慰謝料の賠償を行っている。

(8) 「8 故郷(ふるさと)喪失慰謝料の額」(104頁～109頁)について争う。

(9) 「9 故郷(ふるさと)変容・変質慰謝料の額」(109頁～110頁)について争う。

11 「第11 原告らの損害」(110頁)について原告ら各人の個別的状況については不知、損害額は争う。

12 「第12 結論」（111頁）について
争う。

第3 被告の主張

1 原告らの民法709条に基づく損害賠償請求には理由がないこと

原告らは、本件訴訟において、被告に対する請求の根拠として、原賠法3条1項に基づく原子力事業者の責任と、民法709条に基づく一般不法行為責任を選択的に主張している（訴状訂正申立書111頁）。

被告としては、原告らが被ったと主張する被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつそれらの損害額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に従って、賠償に応じる方針である。

他方、原告らによる民法709条に基づく一般不法行為責任に係る請求原因については、以下のとおり理由がない。

すなわち、本件訴訟における原告らによる損害賠償請求は、その内容からして原賠法2条2項に規定される「原子力損害」の賠償を求めるものに当たると解されるところ、原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任、責任集中等を規定するなどした、民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、原子力損害の賠償に関しては民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地がないと解されるから、原告らは被告に対して、民法上の不法行為に基づいて損害賠償を求めることがそもそもできない（水戸地判平成20年2月27日・判例時報2003号67頁。なお、控訴審である東京高判平成21年5月14日・判例時報2066号54頁においても、当該争点については第一審の判断を引用して同様の判断がなされ、上告不受理によって確定

している。また、東京地判平成16年9月27日・判例時報1876号34頁は、主位的に原賠法3条に基づく請求を、予備的に民法709条に基づく請求をした事案において、原賠法3条1項による無過失賠償責任と別個に民法709条による賠償責任が成立する余地はない旨判示し、同控訴審である東京高判平成17年9月21日・判例時報1914号95頁においても、当該争点については第一審の判断をそのまま引用して同様の判断がなされている。）。

実際にも、原告らの民法上的一般不法行為責任に係る主張については、原賠法に基づく無過失責任の主張との関係で「被告の故意・過失」という責任要件を加重するものであるところ、原子力事故に起因する損害について、被告が原賠法に基づく無過失責任を負う以上は、かかる要件の有無は被告の責任原因を何ら左右しないものであり、被告の責任を基礎付けるに当たって「被告の故意・過失」の存否に係る審理判断を行う必要がないことは明らかである。また、「被告の故意・過失」の存否に係る審理を行うことによって審理が長期化することは迅速な賠償の実現を阻害し、本件訴訟外の手続においては責任原因については争いがないことを前提として迅速に紛争解決が図られていることとも大きく均衡を欠く結果となる。

したがって、被告の賠償責任に関する審理は、原賠法3条1項に基づき、本件事故と原告が主張する損害の間の相当因果関係の有無及び損害発生の有無についての審理が行われるべきであり、かつそれで足りるというべきである。

2 原賠法に基づく原告らの請求に対する被告の主張

本件訴訟において、原告らは、被告に対して、原賠法3条1項に基づき、ふるさと喪失慰謝料及び避難慰謝料の各精神的損害の賠償を求めている。

被告としては、本件事故により避難を余儀なくされた方々等への原子力損害の賠償について、原賠法18条に基づいて設置されている原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）が策定した指針（原賠法18条2項2号に

基づいて、公平かつ迅速な賠償を心がけながら、誠心誠意対応しているところであり、この点については本件訴訟の原告らに対しても全く変わるものではない。

以下では、まず、審査会が策定した指針の位置付けについて明らかにする。

(1) 中間指針の位置付けについて

ア 審査会の役割について

原子力発電所において万一原子力事故が発生した場合、損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものにわたり、原子力損害の賠償を巡る紛争が多数生ずることが予想される。

原賠法18条は、こうした場合に備えて、公平かつ迅速な賠償実施が可能となるよう、審査会の設置について規定するとともに、審査会の所掌事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」（同条2項1号）と並んで、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」（同項2号）を掲げている。

そして、同法は、かかる指針策定のために「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」（同項3号）をも審査会の所掌事務とし、審査会に原子力損害の調査及び評価を行わせるための専門委員を置くことを認めている（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条）。

こうした法令上の定めにより、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討を行い、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

イ 本件事故における審査会の設置と中間指針等の策定・公表

本件事故に関するも、上記原賠法の規定に基づき、本件事故後の平成23年4月11日付で、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定等の指針が策定されている。

本件事故に関して設置された審査会の委員は計10名³であるが、そのうち法律の専門家は6名（民法の研究者が3名、環境法の研究者が1名、行政法の研究者が1名、弁護士（元東京高裁判事）が1名）である。また、研究者の多くが東海村JCO臨海事故あるいは原賠法の改正にも関与している。

審査会は、上記平成23年4月に設置されて以降、数十回にわたり公開の議場で十分な審議を重ね、本件事故による被害の全体像について関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等を行い、その被害の実情の把握の上に、多数の被害者に対して適用されるべき公平・適切な原子力損害の賠償の範囲・基準について、現時点で以下のとおり指針を策定・公表している（以下、併せて「中間指針等」という。）。

- ・平成23年8月5日付け中間指針
- ・平成23年12月6日付け中間指針追補
- ・平成24年3月16日付け中間指針第二次追補
- ・平成25年1月30日付け中間指針第三次追補
- ・平成25年12月26日付け中間指針第四次追補

ウ 中間指針等に基づく賠償の実施状況

被告は、上記のとおり審査会が原賠法に基づき策定した中間指針等の

³ 大塚直（早稲田大学大学院法務研究科教授）、鎌田薰（早稲田大学総長、早稲田大学大学院法務研究科教授）、草間朋子（大分県立看護科学大学学長）、高橋滋（一橋大学大学院法学研究科教授）、田中俊一（財団法人高度情報科学技術研究機構会長）、中島肇（桐蔭横浜大学法科大学院教授／弁護士）、能見善久（学習院大学法務研究科教授、座長）、野村豊弘（学習院大学法学部法学科教授）、山下俊一（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科研究科長）、米倉義晴（放射線医学総合研究所理事長）。ただし、その後変動あり。

賠償指針に基づき、精神的損害（慰謝料）、検査費用、避難費用、一時立入費用、帰宅費用や避難生活に伴う生命・身体的損害、営業休止を余儀なくされたことによる営業損害、就労不能等に伴う損害、さらに風評被害等、管理・使用不能による財物価値の喪失又は減少等の賠償につき、順次賠償請求の書式を整備した上で、その賠償基準を策定・公表し、賠償を実施している。

また、審査会の下には、原賠法18条2項1号に基づき任意の和解仲介手続を進めるための機関として、原子力損害賠償紛争解決センターが設置され、これまで多数の和解仲介手続（以下「ADR手続」という。）が実施されてきているが、ADR手続においても、同様に上記審査会の定めた中間指針等に基づき個別の和解による解決がなされている。

以上の結果、被告による直接賠償手続での賠償額総額は、2016年（平成28年）5月6日時点で、避難等対象者（約16万人）である個人に対する賠償件数約80万2000件（世帯単位の延べ件数），自主的避難等対象者（約200万人）である個人に対する賠償件数約129万5000件（世帯単位の延べ件数），法人・個人事業主等への賠償件数約34万2000件、合計約5兆9781億円に上っている。

エ 中間指針等の裁判上の位置付け

以上のとおり、

- (ア) 中間指針等は、中立的な専門家からなる審査会が、原賠法18条2項2号に定める法律上の所掌事務として、同項3号に根拠を置く調査・評価の権限に基づき、会議の公開の下で多数回にわたる審議を経て、原子力損害の範囲の判定に関する一般的な指針として定められたものであり、法令上の根拠に基づく指針であること
- (イ) 審査会の審査においては、本件事故による被害について関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等が行われており、本件事故による広範かつ膨大な被害の全体像を把握した上で、多数の被害者が生じている

という本件事故の特徴にも鑑み、多数の被害者間において公平かつ適切な原子力損害賠償を実現しようとする観点から策定されているものであり、このような中間指針等に拠ることにより、多種多様な損害発生状況について、公平かつ迅速な解決が可能となること

- (ウ) 中間指針等の策定の過程においては、審査会における法律専門家による過去の裁判例等の審議・検討も行われており、裁判上の解決の場合をも視野に入れて一般の損害賠償法理に基づいて賠償水準が検討、設定されているものであり、かつ、そのような結果としての中間指針等の内容については裁判上の解決規範としてみても十分に合理性・相違性を有するものとなっていること
- (エ) 被告においては、本件事故による避難等対象者は約16万人、自主的避難等対象者は約200万人という我が国の損害賠償事例史上も類例のない膨大な被害者に対する公平かつ適切な賠償の実現が求められている状況にあるところ、同様の被害を受けた被害者に対しては同様の賠償が実現されるべきであるという公平の見地からは、本件事故のような事案においては、いかに多数の被害者間の賠償を公平に実現するかという点が極めて重要であり、審査会の定める指針の果たす機能は極めて重要であること
- (オ) 騒音訴訟、公害訴訟、じん肺訴訟等の集団訴訟においても、裁判所は一定の基準を決めて精神的損害を認定し、被害当事者間における公平を確保しているのであり、本件のように被害者が多数の損害賠償請求事件にあっても、同様の手法を用いることが相当であり、そのような観点からも、中間指針等は十分に尊重されるべき実質を有するものとなっていること
- (カ) 被告においては、ADR手続における和解及び裁判上の和解も含めて、中間指針等に基づき、既に多くの被害者の方との間で合意に至っており、中間指針等は本件事故の賠償規範として既に定着している実情にあること

等を踏まえれば、審査会の策定した中間指針等の賠償基準は、裁判上の手続においても、十分に尊重されるべき実質を有するものである。

したがって、かかる中間指針等に基づいて被告が公表し、賠償を実施している精神的損害の賠償額は十分に合理性を有するものであり、これを超える精神的損害の賠償を求める原告らの本訴請求には理由がない。

(2) 原告らに対する避難に係る精神的損害の考え方について

被告は、中間指針等に基づいて、政府等による避難指示の内容等を踏まえて、避難等に係る精神的損害の賠償を行っているが、このような中間指針等に基づく精神的損害の賠償の考え方、その合理性・相当性については、原告らの本件事故時の住所地も踏まえて、別途準備書面において主張する予定である。

(3) 求釈明

原告らは、訴状添付「原告損害目録」記載の原告らの各請求額に関して、被告が公表している賠償基準に基づいて認められるか又は既に賠償金を受領済みの金額（「東電公表賠償額」という。実際の弁済の有無を問わない。）とは別個に、これに付加してかかる金額を請求しているのか、それとも、中間指針等に基づく東電公表賠償額を含むものとしてかかる金額を請求しているのか、いずれであるかについて明らかにされたい。

以上